

子ども・子育て支援金制度の概要

- 子ども・子育て支援金について
- 令和 8 年度 印西市の国民健康保険税について

子ども・子育て支援金制度について

- 子ども・子育て支援金制度とは

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」において児童手当の拡充など年3.6兆円規模の子ども・子育て政策の給付拡充が図られることとなり、その必要な安定財源を確保することを目的として「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度に創設されることになりました。
- 令和8年度から毎年度、保険者が医療保険料等と合わせて「子ども・子育て支援金」を徴収し、支援納付金として国に納付します。
- 支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安は、令和8年度概ね6,000億円、令和9年度概ね8,000億円、令和10年度概ね1兆円規模となる予定です。

子ども・子育て支援加速化プラン 【こども家庭庁】

- 児童手当の抜本的拡充
- 妊婦のための支援給付
- 子ども誰でも通園制度の創設 など

医療保険者

子ども・子育て
支援納付金

納付

被保険者・事業主

保険料（税）
(子ども・子育て支援金)

徴収

子ども・子育て支援金制度について

- 国民健康保険料（税）について

- 国民健康保険料（税）は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、介護保険制度を支えるための財源となる（40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める。）「介護納付金分」の3区分から構成されています。
- これらに加え、令和8年度からは新たに「子ども・子育て支援納付金分」の賦課・徴収を開始することになります。
- 応益分について低所得者の軽減措置（軽減率：7割、5割、2割）が適用されます。
- 子ども・子育て支援納付金分は、18歳以下のこどもに係る均等割額を10割軽減されます。

医療分

後期高齢者支援金分

介護納付金分



子ども・子育て支援納付金分

令和8年度 印西市の国民健康保険税額について

| | 所得割 | 被保険者均等割 | 世帯平等割 | 賦課限度額 |
|------------------|--------|-------------------------|----------|---------------|
| 医療分 | 7. 2% | 24, 000円 | 29, 000円 | 66万円 |
| 後期高齢者支援金分 | 2. 3% | 11, 500円 | | 26万円 |
| 介護納付金分 | 2. 0% | 14, 000円 | | 17万円 |
| 子ども・子育て支援納付金分（※） | 0. 25% | 1, 730円 18歳以上均等割 88円 | | ※地方税法の改正にあわせる |

（※）18歳に達する年度までの子どもに係る支援納付金の均等割額を軽減

○子ども・子育て支援納付金の算定方法について（案）

- ・賦課方式は、後期高齢者支援金分及び介護納付金分と同様に、所得割と均等割を賦課する2方式とする。
- ・県が示す標準保険料率（仮数値）に合わせ子ども・子育て支援納付金の保険税率等を設定することとする。
なお、賦課限度額においては、今後発出される税制大綱の改正（地方税法の改正）で示される額とする。

（参考）千葉県 子ども・子育て支援納付金分 所得割：0.27% 均等割：1,682円
18歳以上均等割：106円

令和8年度 印西市の国民健康保険税について

・被保険者への影響について

国の試算では、国民健康保険の「加入者1人当たり支援納付金額（平均月額）」は、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込みです。

【令和8年度 印西市国保の子ども・子育て支援納付金分の賦課額】

□ 1人世帯（18歳以上）

| 世帯の合計所得 | 賦課額 | 1月あたりの影響額 |
|----------|--------|-----------|
| 0円（7割軽減） | 540円 | 45円 |
| 100万円 | 3,200円 | 266円 |
| 200万円 | 5,700円 | 475円 |

□ 2人世帯（主、被扶養者共に18歳以上）

| 世帯の合計所得 | 賦課額 | 1月あたりの影響額 |
|-------------|--------|-----------|
| 0円（7割軽減） | 1,000円 | 83円 |
| 100万円（5割軽減） | 3,200円 | 266円 |
| 200万円 | 7,500円 | 625円 |

□令和8年度 保険税率等（案）

| | |
|-----------|--------|
| 所得割率 | 0.25% |
| 均等割額 | 1,730円 |
| 18歳以上均等割額 | 88円 |

※1人当たり調定額 2,881円（当初予算ベース）

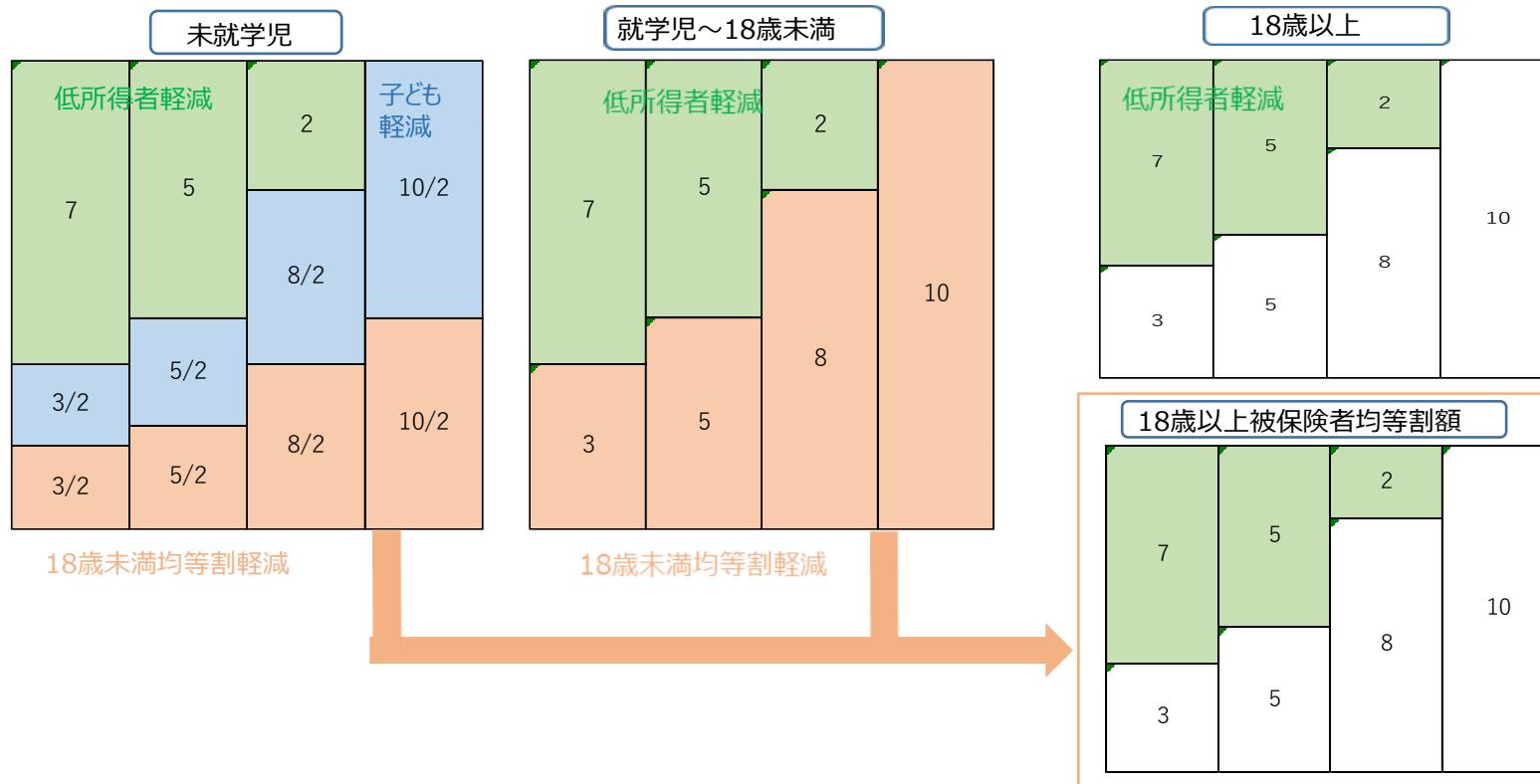
- ・応益分について低所得の軽減措置が適用される。（7割・5割・2割軽減）
- ・18歳に達する以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援納付金分の均等割額は徴収されない。

令和8年度 印西市の国民健康保険税について

・地方税法における子ども・子育て支援納付金分の保険税計算方法

$(18\text{歳以上被保険者均等割額}) = (18\text{歳未満被保険者均等割額減額相当額の総額})$

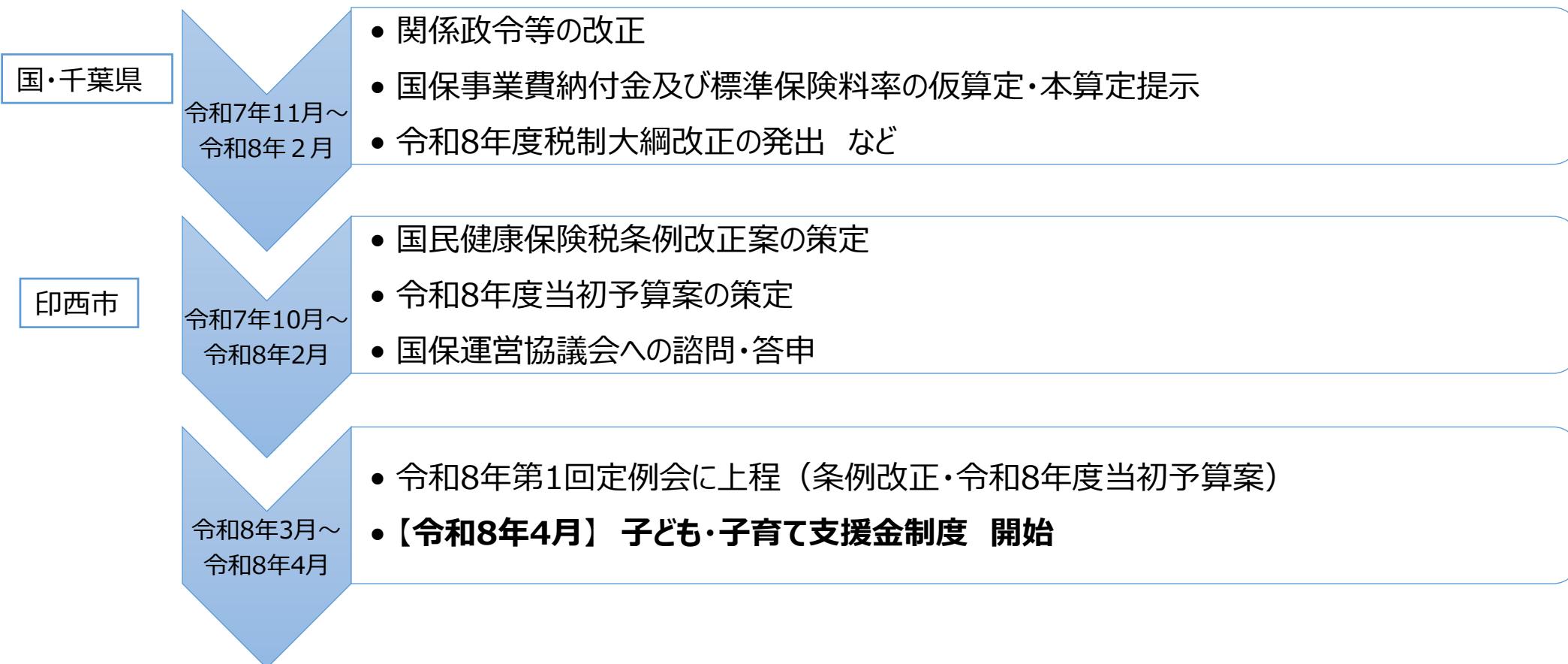
$$\begin{aligned} & \text{未就学児に係る分} \\ & = \{ \text{均等割相当額の合計額} - (\text{低所得者軽減額の合算額}) - \text{子ども均等割軽減額の合算額} \} \\ & \text{就学児～18歳未満に係る分} \\ & = \{ \text{均等割相当額の合算額} - (\text{低所得者軽減額の合算額}) \} \end{aligned}$$



・低所得者軽減分と子ども均等割軽減分はそれぞれ公費により措置されることから、残りの分を18歳以上被保険者均等割総額として、18歳以上に賦課する。

令和8年度 印西市の国民健康保険税について

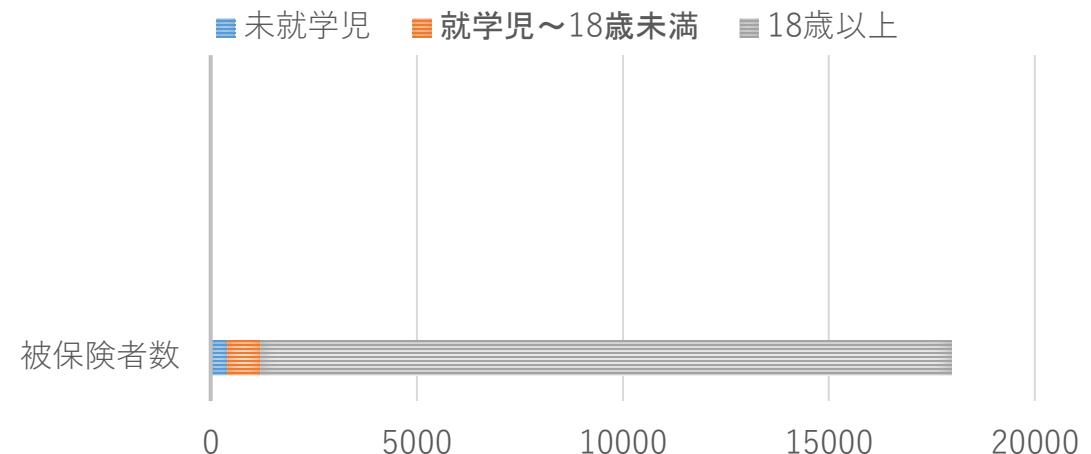
・今後のスケジュール



<参考>

・年齢構成 (R7.9.30時点)

| | |
|---------------|----------|
| 未就学児 | 403人 |
| 就学児～18歳未満 | 800人 |
| 18歳以上 | 16,780人 |
| (40歳～65歳未満) | (5,166人) |
| (65歳以上～69歳未満) | (3,618人) |
| (70歳以上) | (5,384人) |
| 合計 | 17,983人 |



- ・人口 (R7.9.30時点) 111,999人のうち、国民健康保険加入割合は、16.1%
国民健康保険被保険者数 17,983人のうち、未就学児割合 2.2%、就学児から18歳未満割合 4.4%
18歳以上 93.3%となる。65歳以上の高齢者割合は 50.1%となっている。
- ・令和6年9月30日時点の被保険者数 18,341人に対し、令和7年度同時点では、358人の減となり年々減少傾向である。

<参考>

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。**

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】(給付・事業ごとに充当割合を法定)

- ①児童手当 (R6.10~)
- ②妊娠支援給付金 (R7.4~)
- ③④出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金 (R7.4~)
- ⑤こども誰でも通園制度 (乳児等支援給付) (R8.4~)
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除 (R8.10~)
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

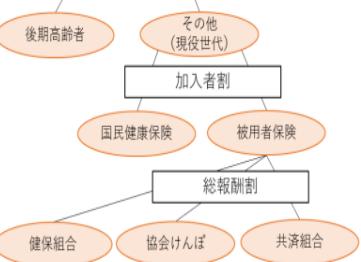
※令和6~10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

子ども・子育て支援納付金(総額)

保険料負担に応じて按分

※令和8・9年度は、8:9:2



3. 改正法附則(経過措置・留意事項)

- 全世代型社会保障改革と負上げによって実質的な社会保障負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。
- 令和8~10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安(令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円)
- ※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額(見込み)は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援納付金の按分(イメージ)

※数字はR10年度の見込み

個人・事業主拠出の総額1兆円+公費(※)の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合(公務員)の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢者
[8.3%] ※R10見込み
R.8・9は8% (法定)

後期高齢者以外 [91.7%]

1,100億円程度

(現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり)

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険

2,500万人

国保
[23%]

7,400万人

被用者保険
[68%]

3,000億円程度

(現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり)

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に応じて按分。



3,900億円程度 3,700億円程度 1,300億円程度

被用者保険間

(労使折半)

※(公務員の事業主負担分は公費)

事業主が0.4兆円程度を拠出